

子ども・子育て支援新制度の開始に向けた

保育料、利用料の改定について

1. 学童クラブの運営及び利用料の改定

1. 現在の状況

- (1) **利用対象** 小学校3年生まで（定員に余裕がある場合6年生まで）
- (2) **開所時間** 通常授業 授業終了後から午後6時30分まで
土曜日・休業日 午前8時から午後6時30分まで
- (3) **利用料** 平日利用7,000円、夏休み（8月）8,000円

2. 新制度の対応

学童クラブは、平成27年4月からスタートする、子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業に組み込まれ、児童福祉法の改正により対象が小学校6年生まで拡充されます。

また、小1の壁を打破するため、保育時間の見直しを行うとともに、保育サービスに合わせた利用料の改定を進めます。

3. 改定の方向

- (1) **利用対象** 児童福祉法に基づき小学校6年生までを対象とし、準備の整った学童クラブから実施
- (2) **開所時間** 午後7時まで開所（詳細は下記のとおり）

区 分	開 所 時 間
通常授業	通常時間利用 授業終了後～午後6時00分
	時間外利用 午後6時00分～午後7時00分
土曜日	土曜学童利用 午前8時00分～午後6時00分
	時間外利用 午後6時00分～午後7時00分
学年始め休業日 （新入生の場合、入学式 前日まで） 夏季休業日・冬季休業日 学年末休業日 千葉県民の日 学校行事振替休日	休日学童利用 午前8時00分～午後6時00分
	時間外利用 午前7時30分～午前8時00分と 午後6時00分～午後7時00分

(3) 利用料 下記のとおり改定

○月額利用料（案）

利用 人数	利用区分	通常授業 ※8月以 外の月	休日学童（春・夏・冬休み）				
			学年初め 休業 （4月）	夏季休業 （7月）	夏季休業 （8月） ※毎月利 用者も同 額です。	冬季休業 （12月 ・1月） 学年末 休業 （3月）	
利用料 （月額）	1 人 目	通常時間利用	7,000 円	2,000 円	4,000 円	10,000 円	2,500 円
		（加算） 時間外利用	1,000 円	500 円	500 円	1,000 円	500 円
		（加算） 土曜学童利用	1,000 円	500 円	500 円	1,000 円	500 円
	2 人 目 以 降	通常時間利用	3,500 円	1,000 円	2,000 円	5,000 円	1,250 円
		（加算） 時間外利用	500 円	250 円	250 円	500 円	250 円
		（加算） 土曜学童利用	500 円	250 円	250 円	500 円	250 円

○臨時利用料（案）

- ・ 時間外利用料 30分 200円
- ・ 土曜学童等の1日単位での利用料 6時間以内 800円
6時間以上 1,500円

4. 改定の時期

改定の時期は、新制度のスタートに合わせ、平成27年4月1日
例規（条例・規則）の整備は、3月を予定します。

2. 保育園及びこども園（長児部）の利用者負担等の改定

1. 現在の状況

- (1) **利用時間** 午前8時から午後4時まで 通常保育時間（8時間）
午前7時から8時及び午後4時以降は時間外保育
（蓮沼保育園は、午前8時から午後6時まで通常保育）
- (2) **保育料** 階層区分で国庫補助基準の60%～80%、
上限：3歳以上29,800円・3歳未満81,700円
（市内在住の利用者全て同じ）

2. 新制度の対応

保育園及びこども園は、新制度では、新たに創設される給付制度に組み込まれ、通常保育時間が拡大されるなど、サービスが充実します。

新制度の給付制度では、利用者負担は、国が示す基準の範囲内で、市町村が世帯所得等に応じて定めるとされています。

このようなことから、新制度に向けた利用者負担の見直しを、子ども・子育て会議の意見などを参考に進めます。

3. 改定の方向

- (1) **利用時間**
- ・保育標準時間認定（フルタイム就労の世帯）
午前7時から午後6時（最大11時間）
午後6時以降は時間外保育（延長保育）
 - ・保育短時間認定（パートタイム就労の世帯）
午前8時から午後4時（最大8時間）
午前7時から8時、午後4時以降は時間外保育（延長保育）
- (2) **利用者負担** 実費徴収の採用並びに国基準の70%～85%の利用者負担
（現:保育料） に改定（次頁資料）

4. 改定の時期

改定の時期は、新制度のスタートに合わせ、平成27年4月1日
例規（条例・規則）の整備は、3月を予定します。

1. 保育所、こども園(長児部)利用者負担の国基準及び改定(案) (保育標準時間)

○国基準 (階層:H26所得税 ⇒ H27市民税)				○現行				○改正案			
階層区分	推定年収	3歳以上 (円)	3歳未満 (円)	3歳以上 (円)	割合 (%)	3歳未満 (円)	割合 (%)	3歳以上 (円)	割合 (%)	3歳未満 (円)	割合 (%)
①生活保護世帯	—	0	0	0	—	0	—	0	—	0	—
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000	9,000	3,600	60	5,400	60	4,200	70	6,300	70
③所得割課税額48,600円未満	~330万円	16,500	19,500	11,500	70	13,600	70	13,200	80	15,600	80
④所得割課税額97,000円未満	~470万円	27,000	30,000	21,600	80	24,000	80	23,000	85	25,500	85
⑤所得割課税額169,000円未満	~640万円	41,500	44,500	29,800	72	35,600	80	30,400	73	37,800	85
⑥所得割課税額301,000円未満	~930万円	58,000	61,000	29,800	51	48,800	80	30,400	52	51,800	85
⑦所得割課税額397,000円未満	~1130万円	77,000	80,000	29,800	39	64,000	80	30,400	39	68,000	85
⑧所得割課税額397,000円以上	113万円~	101,000	104,000	29,800	30	81,700	79	30,400	30	83,600	80

※ ただし、給付単価を限度とする。(給付単価は示されていないため、H26の保育単価を参考に準備する。乳児146,350円、1・2歳児83,640円、3歳36,670円、4歳以上児30,400円)

2. 保育所、こども園(長児部)利用者負担の国基準及び改定案(保育短時間)

○国基準 (保育標準時間の△1.7%)				○現行				○改正案			
階層区分	推定年収	3歳以上 (円)	3歳未満 (円)	3歳以上 (円)	割合 (%)	3歳未満 (円)	割合 (%)	3歳以上 (円)	割合 (%)	3歳未満 (円)	割合 (%)
①生活保護世帯	—	0	0	0	—	0	—	0	—	0	—
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000	9,000	3,600	60	5,400	60	4,200	70	6,300	70
③所得割課税額48,600円未満	~330万円	16,300	19,300	11,500	71	13,600	70	13,000	80	15,400	80
④所得割課税額97,000円未満	~470万円	26,600	29,600	21,600	81	24,000	81	22,600	85	25,200	85
⑤所得割課税額169,000円未満	~640万円	40,900	43,900	29,800	73	35,600	81	29,900	73	37,300	85
⑥所得割課税額301,000円未満	~930万円	57,100	60,100	29,800	52	48,800	81	29,900	52	51,000	85
⑦所得割課税額397,000円未満	~1130万円	75,800	78,800	29,800	39	64,000	81	29,900	39	67,000	85
⑧所得割課税額397,000円以上	1130万円~	99,400	102,400	29,800	30	81,700	80	29,900	30	82,200	80

3. 幼稚園及びこども園（短児部）の利用者負担の改定

1. 現在の状況

- ・ 市内保育料
 - 公立：幼稚園：5,700 円／月
 - こども園(短児部)：6,700 円／月（教材費含む）
 - 私立：市内に施設なし（市外施設の利用者あり）
- ・ 全国平均保育料
 - 公立：6,600 円／月
 - 私立：25,700 円／月

2. 新制度の対応

新制度では、公立幼稚園及びこども園は、全ての施設が新たな給付制度に入りますが、公立施設の給付費は全て市町村が負担するので、利用者負担の国基準は示されません。

一方、私立幼稚園は、現行どおり私学助成を受けて運営するか、新たな給付制度に入り、給付費で運営するか選択します。新たな給付制度に入る私立施設の利用者負担は、国が示す基準の範囲内で市町村が世帯所得等に応じて定めなければなりません。

このようなことから、公立施設の利用者負担の見直しと、現在定めのない私立施設の利用者負担の例規整備を、子ども・子育て会議等の意見を参考に進めます。

3. 改定の方向

(1) 公立幼稚園・こども園（短児部）

現行水準（全国平均 6,600 円/月）を基本に、公私のバランスや実費徴収を考慮し、近隣市町の動向も注視して調整

(2) 私立幼稚園・こども園（短児部）

国が示した下記基準（案）を基本に、近隣市町の動向も注視して調整

○国が示した私立幼稚園の利用者負担基準（案）

階層区分	推定年収	利用者負担
①生活保護世帯	—	0 円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税含む)	～270 万円	9,100 円/月(109,200 円/年)
③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	～360 万円	16,100 円/月(193,200 円/年)
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	～680 万円	20,500 円/月(246,000 円/年)
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	680 万円～	25,700 円/月(308,000 円/年)

4. 改定の時期

改定の時期は、新制度のスタートに合わせ、平成 27 年 4 月 1 日
例規（条例・規則）の整備は、3 月を予定します。